

問

浄化槽政策の進め方について伺う

答

現在、整備率56%、市町村設置型による合併処理浄化槽の検討を行っている

PF1事業とは？
公共施設の設計、建設、運営、維持管理に、民間のノウハウを利用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る手法

問

ローカルマニフェストにおいて、堀

の水質改善を進めるために、平成19年度に市町村設置型による浄化槽整備計画を作成、20年度に整備着手と明言されているが、どのような状況か。

町長

クリークの現状に目を向けると、土地改良地区内のクリークは清澄さをとり

住民負担が少ない、計画的に面的整備ができる市町村設置型による合併処理浄化槽整備の検討を行っている。
平成18年度末の世帯数4338世帯、合併浄化槽使用世帯2450世帯・整備率56%であり、生活排水未処理世帯約1900世帯を整備する必要があります。

今後15年間で浄化槽を設置するという前提で試算をすると、概算事業費が約28億円になり、国庫補助金1/3、県補助金が7・5%、残りが個人負担と町の負担になる。

なお、町の負担分は、下水道事業債が認められ、償還額の50%が地方交付税で措置されることになるが、削減傾向にあり不確定である。また、市町村設置型になると、個人負担と町の単年度負担額は減るが、後年度に負担が生じることになる。更に起債により後年度に債務を残していいのかどうか、また、町の財政負担や運営の方法など、十分な検討が必要であると判断して、実施計画を見直し、後年度に

先送りしている。
市町村設置型による浄化槽整備計画は、早急に取り組むべき課題と認識しているが、以上の理由で、当分の間は、従来の個人設置型浄化槽設置整備推進事業により生活排水対策を行っていきたいと考えている。

問

浄化槽政策の進め方及びPF1浄化槽の設置の検討について伺う。

環境課長

浄化槽政策の進め方については、町長が答弁しているが、市町村設置型を推進するための検討課題として、現在行っている個人設置型と市町村設置型とを比較すると、市町村設置型のメリットは、①個人負担が軽減される。また、面的整備ができるため効果が目に見えてわかってくる。②維持管理を町が責任をもつて的確に行える。③使用者、町、受託清掃業者がそれぞれの役割を担うことで維持管理費が安くなる。④高性能浄化槽を設置できるようになり、さらにきれいな水と

なっており、排出される。デメリットは、①新たに設計事務、使用料徴収事務、特別会計事務等が発生するため、人員体制の整備が必要になり、町の財政負担、事務負担が大きくなる。②使用料滞納者に対する対抗措置（例えば水道の給水停止）ができないため、徴収事務の困難性が予測される。③設置者は家屋の改装費などを含めて、かなりの自己負担が必要であるため、暫時、申請が減ってくる。

PF1事業については、市町村設置型を実施している北海道壮瞥町、福岡県香春町などで導入されているが、民間業者が設計、施工、維持管理、使用料徴収まで行う場合が多いため、事業にかかる自治体職員の数は現状維持でよさそうである。
今後は、単独浄化槽の設置世帯や浄化槽未設置世帯の基礎調査を行い、町の財政負担や運営の方法など問題点を検討しながら、浄化槽事業の推進を図っていきたいと考えている。